

押印欄廃止に伴う届出方法 に関するお知らせ



押印義務の見直し（政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令）により、富山県選挙管理委員会に提出する各種届出の押印欄が廃止となりました。

これにより、従来の署名又は記名押印による届出のほか、押印を行わない届出が可能となりました。

具体的な届出方法

従来通りの方法

- ①届出人の記名押印
- ②届出人の直筆署名

の文書による届出も …

従来通り可能！

これに加えて新たに

届出人の記名
(署名あり・押印なし)

の文書による届出が …

新たに可能に！

ただし！

押印なしの文書で提出する場合は、以下の点で注意が必要です。

届出等の名義人本人に
よる提出の場合

… ①本人確認書類の提示 又は 提出 が必要

代理人による提出の場合 …

①本人確認書類の提示 又は 提出 が必要
②委任状（※）の提示 又は 提出

※委任状の様式は任意です。県選管 HP でもひな型を掲載しています。

【参考】本人確認書類の例

- ・個人番号カード
- ・パスポート
- ・運転免許証その他官公署が発行した免許証
- ・住民票の写しや戸籍謄本（抄本）
- 等